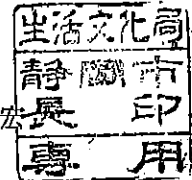


静岡市告示第 672 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による静岡都市計画事業清水駅西土地区画整理事業についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の町の区域を次のとおり変更するので、地方自治法第 260 条第 2 項の規定により告示する。

平成 26 年 10 月 14 日

静岡市長 田 辺 信 宏



1 清水区辻一丁目編入する区域

清水区真砂町 1 番 3、1 番 4 及び 423 番に隣接する道路である公有地の一部、島崎町 149 番 64 の一部、愛染町 1 番 6 の一部、1 番 7、1 番 8、2 番 9、2 番 10

2 清水区真砂町編入する区域

清水区辻一丁目 7 番 3、7 番 29 の一部、7 番 30 の一部、島崎町 149 番 64 の一部

3 清水区愛染町編入する区域

清水区辻一丁目 55 番 2、158 番 1

上記地番は、平成 26 年 4 月 11 日現在の登記簿による。